

妙高市監査委員告示第 13 号

妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和2年3月18日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横 尾 祐 子

- 1 監査の種類 定期監査 平成30年度・令和元年度
- 2 監査の対象 環境生活課・福祉介護課・観光商工課
- 3 監査の範囲 環境生活課（平成30年 9月1日～令和元年12月31日）
福祉介護課（平成30年12月1日～令和元年12月31日）
観光商工課（平成30年11月1日～令和元年12月31日）
の財務等に関する事務の執行
- 4 監査の実施期間 令和2年1月10日 ～ 令和2年3月17日
- 5 監査の着眼点 財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程 (1) 書類審査 令和2年1月10日～令和2年2月14日
(2) 事情聴取 令和2年2月27日

8 監査の主な調査事項

環境生活課	予算の執行関係、補助金・契約関係、公共施設管理・運営関係	ほか
福祉介護課	予算の執行関係、補助金・契約関係、指定管理関係	ほか
観光商工課	予算の執行関係、補助金・契約関係、指定管理関係	ほか

9 監査の結果

監査の結果、環境生活課、福祉介護課、観光商工課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。